改正後	改正前
号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。 三～七　（略） 2～4　（略）	の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。 三～七　（略） 2～4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日　農林水産大臣　小泉進次郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（合格の公表及び合格証書） **第九十五条**　農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 2　（略）	（合格の公表及び合格証書） **第九十五条**　農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日　会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条
西日本電信電話株式会社	
日本電信電話株式会社	

を

ＮＴＴ東日本株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条
ＮＴＴ西日本株式会社	
ＮＴＴ株式会社	

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第二条第三項第三号の規定に基づき、平成十年大蔵省・農林水産省告示第四十六号（中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年七月一日　財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一～三　（略） 四　前三号に掲げる者及びこれらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあっては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金	中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一～三　（略） 四　前三号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体若しくは基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあっては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金